

板野町ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、板野町が管理する施設の名称（通称名）を命名する権利を、事業の目的に賛同する企業・団体等（以下「パートナー企業」という。）に付与することで、町の新たな財源を確保し、もって地域経済活動の活性化に寄与することを目的にネーミングライツ制度を導入し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 ネーミングライツ事業は、各施設の通称名を命名する権利をパートナー企業に付与し、その収入を各施設の維持管理に充当して、町民の安全・安心に資するために実施するものである。

(ネーミングライツ事業の範囲)

第3条 ネーミングライツ事業の対象は、町が管理する施設（別記）の通称名（愛称名）の命名権とする。

(パートナー企業の範囲)

第4条 パートナー企業の業種及び施設の名称が施設名称としてふさわしく、利用者の混乱を生じさせないものであること。

(募集方法)

第5条 ネーミングライツ事業のパートナー企業の募集方法は、原則として公募により行うものとする。

(契約期間)

第6条 ネーミングライツ事業の契約期間は概ね5年間とする。ただし、町及びパートナー企業双方の合意により更新することを妨げるものではない。

(契約金額)

第7条 契約金額は、募集の都度定めるものとする。

(選定方法)

第8条 ネーミングライツ事業の契約の相手方の決定及び名称についてはネーミングライツパートナー審査委員会（以下「委員会」という。）において、契約金額、パートナー企業の業種等の要素を判断して選定を行うものとする。

(審査委員会)

第9条 委員会の委員長は副町長をもって充て、その他の委員は別表の職にあるものを委員として組織する。また委員の任期は4月1日より3月31日までの1年とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その会議を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 5 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(協定)

第10条 ネーミングライツ事業の実施にあたっては、パートナー企業と町は別に定める協定書を締結するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記（第3条関係）

1. 板野町歴史文化公園
2. 板野町田園パーク
3. 板野町町民ふれあいプラザ
4. あせび温泉やすらぎの郷
5. 郡頭の郷
6. 大寺橋（363号橋）
7. 西中富自歩道橋（370号橋）

別表（第9条関係）

| 所 属 | 役 職 名 |
|-------|--------|
| 総務課 | 総務課長 |
| 税務課 | 税務課長 |
| 住民課 | 住民課長 |
| 福祉保健課 | 福祉保健課長 |

| | |
|-----------|------------|
| 建設課 | 建設課長 |
| 産業課 | 産業課長 |
| 環境生活課 | 環境生活課長 |
| 人権コミュニティ課 | 人権コミュニティ課長 |
| 下水道課 | 下水道課長 |
| 出納室 | 出納室長 |
| 水道課 | 水道課長 |
| 議会事務局 | 議会事務局長 |
| 教育委員会事務局 | 教育次長 |